

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

- 1 当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。
- 2 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方（行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります）。
 - (2) 次の地域にお住まいの方
北部準州（NT）、ニューカレドニア、及びNSW州内でシドニーから遠隔地（Newcastle以北、Lithgow以西、Nowra以南）にお住まいの方（※）
※上記に該当する場合でも、NSW州内の次の各郡にお住まいの方は、在外選挙に関する管轄がキャンベラに所在する在オーストラリア日本大使館となり、同大使館にて選挙人登録申請を行う必要がございます。お住まいの場所からキャンベラの日本大使館までの片道所要時間が概ね2時間以上の方は本件措置の対象となりますので、本件措置の適用については、同大使館（メール：consular@cb.mofa.go.jp、電話：02-6273-3244）にご相談ください。
在オーストラリア日本大使館が選挙管轄となるNSW州内の各郡：
ウエディン、カウラ、ヤング、グレーターヒューム、オーボリ、ジュニー、ワッガワッガ、タンバランバ、チューマト、アッパーラクラン、ゴーバンモウワーリー、ショールヘーバン、ユーロボダラ、ビガバレー、ボンバーラ、スノーウィリバー、クーマ・モナロ、ヤスバレー、パレラン、クータマンダラ、クィンビアンシティ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディン。
 - (3) このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください）。
- 3 具体的な申請方法は、次のとおりです。
 - (1) 事前に当館まで以下の必要書類を送付又は託送してください。
 - ア 在外選挙人登録申請書原本
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei01.pdf>
 - イ 申請時出頭免除願書原本（以下リンク先からご利用ください）
<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/menjoyousiki.DOCX>
 - ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）
（送付先）

Consulate-General of Japan in Sydney
G. P. O. Box 4125, Sydney NSW 2001

（2）（1）の必要書類が当館に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。

（3）ビデオ通話では、Cisco Webex を利用します。

（4）ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。

（4）以下の場合、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合

イ （2）の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合

ウ （3）及び（4）の結果、ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

4 今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常2か月ほど（注）かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

（注）申請時点で3か月以上当地に住所を有していることが確認できる場合。

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、10'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話（61-2）9250-1000

Fax（61-2）9252-6600

Web：https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email（領事班）：cgryoji@sy.mofa.go.jp